

お知らせ「コーナー」

落語の人情断をきっかけに考える「子育てと親育ち」育児は育自〜

千葉県男女共同参画地域推進員（北総地域）とちば県民共生センターが共催でセミナー（講演会）を開催します。

平成23年1月15日（土）午後1時30分〜午後3時30分

成田市保健福祉館 講師 成記氏（株博報堂）

定員 200人 費用 無料 ※託児有（要予約、無料）

申込先 ちば県民共生センター ☎252-8036 kenkyouse@mzpreichib

※申し込みは、電話またはメールで開催日・氏名・性別・住所・電話番号をお知らせください。

託児（生後6カ月以上就学前）を希望される方は、申込時にお子様の氏名と年齢を添えてください。

詳しくは、市役所企画課 ☎443-1114へ。 12月10日から16日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

平成18年6月23日に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日まで

の1週間は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められています。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、広く感心と認識を深めていくことが大切です。

詳しくは、市役所企画課 ☎443-1114へ。

工業統計調査にご協力を

工業の実態を明らかにするために製造業を営む事業所を対象として毎年12月31日現在で調査が行われます。

今年も12月中旬ごろから1月にかけて調査員が「調査員証」を携帯して各事業所にお伺いしますので、調査へのご協力をお願いします。

詳しくは、市役所企画課 ☎443-1114へ。

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（市町村住民税と県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

地方税法および市の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっていきます。

従業員の方が金融機関で納付する手間が省け、納付回数の違いから、一回あたりの負担が少なくなるなど、

納税者個人にとってメリットとなりますので、特別徴収制度の趣旨をご理解いただき、事業主の方のご協力をお願いします。

詳しくは、市役所課税課 ☎443-1116へ。

相続または贈与等に係る生命（損害）保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いが変更になりました

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとなりました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、成田税務署 ☎0476-28-5151へ。

午後3時30分 夏季休業、冬季休業など学校の長期休業期間を除く。

勤務内容 ○学校図書館司書

・各小・中学校図書室の図書整理

・児童、生徒の図書学習補助

・図書を選定、配架および返架等の業務

○ICT支援員

・学校内の情報教育（コンピュータによる学習）の補助

・コンピュータを使用した学習に関する支援活動

・コンピュータ室の環境整備

詳しくは、市教育委員会 学校教育課 ☎443-11446へ。

障害者・高齢者の人権・法律110番を実施します

障害者・高齢者に関する人権相談、法律問題全般について弁護士が相談をお受けします。

とき 12月9日（木）午後1時〜4時

対象 心に悩みを抱えている方

賃金 時給 1000円 申込方法 電話連絡のうえ、写真が添付されている履歴書（図書館司書の場合は、免許状も）を持参のうえ、学校教育課窓口にて本人が直接お越しください。

詳しくは、市教育委員会 学校教育課 ☎443-11446へ。

同じ悩みをもつ10代の人たちのつどい

心に悩みを抱えている10代のみなさん。同じ悩みを抱えている人たちとのつどいに参加してみませんか？

とき 毎月第4日曜日 午前10時30分〜正午

ところ ふれあいプラザさかえ

対象 心に悩みを抱えている方

詳しくは、市役所都市計画課 ☎443-1430へ。

市郷土資料館臨時休館のお知らせ

企画展にともなう、資料整理のため12月6日〜10日まで臨時休館いたします。

詳しくは、市郷土資料館 ☎443-1726へ。

年末年始の場合はその前日）

市では、各種市民サークルなどが主催する催しや講座、会員登録を『みんなの広場』で紹介しています。

詳しくは、成田税務署 ☎0476-28-5151へ。

225-4860 (回答は後日となります) 前日までに千葉県弁護士会に電話で予約された方については、弁護士会にて面談に応じます。(無料)

詳しくは、千葉県弁護士会 ☎227-8431へ。

地震ハザードマップの内容に誤りがありました

先日、各戸配布をおこなった地震ハザードマップにおいて誤りがありましたのでお詫び申し上げます。

避難所がマップには27箇所掲載されていますが、実際は30箇所です。場所等につきましては、市防災課配布の八街市防災マップを参照してください。

また、マップにつきましては窓口配布も必要の方は窓口までお越しください。

詳しくは市役所都市計画課 ☎443-1430へ。

市民サークルでないもの

○催し・講座：年度内（4月〜翌年3月）に4回

○会員募集：年度内（4月〜翌年3月）に3回

○掲載できないもの

○営利目的のもの

○政治活動・宗教活動のもの

○掲載する記事の文字数や表現内容などは紙面の都合により調整させていただきます。

今月の納付

Table with 2 columns: Tax Name (e.g., 固定資産税・都市計画税) and Due Date (e.g., 4期).

市役所の日曜開庁日

とき 12月26日(日) 午前8時30分〜午後5時 開庁する窓口※住民異動に伴う業務は取り扱うことができません。

八街市民憲章 (平成4年9月28日制定)

わたくしたちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人の努力によって栄えてきたまちです。 わたくしたちは、「ヒューマンフィールドやちまた」を目指して、調和のとれたよりよいまちづくりのために、この憲章を定めます。